

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表一の項、三の項及び五の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表十一の項中

	一件につき	一件につき
--	-------	-------

を

1 利害関係者の意見聴取及び建築審査会の同意を要しないもの	一件につき	一二〇、〇〇〇
2 建築審査会の同意を要しないもの	一件につき	一四〇、〇〇〇
3 1及び2以外のもの	一件につき	一八〇、〇〇〇

に改め、同表十四の項

中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表十五の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表二十八の項中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同表二十九の項中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同表三十の項中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同表五十四の項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は法第八十七条の二第一項」を加え、同表五十五の項中「第八十六条の八第三項」の下に「（法第八十七

条の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同表五十六の項中「五十五の項」を「五十七の項」に改め、同項を同表五十八の項とし、同表五十五の項の次に次のように加える。

五十六 法第八十七条の三第五項に規定する建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	用途変更興行場等一時使用許可申請手数料		一件につき	一二〇、〇〇〇
五十七 法第八十七条の三第六項に規定する建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	用途変更特別興行場等一時使用許可申請手数料		一件につき	一六〇、〇〇〇

別表第一十八の四の表の次に次の一表を加える。

十八の五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事務

事務の内容 一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この表において「法」という。）第十条第一項又は法第十九条第一項に規定する裁定の申請に対する審査	手数料の名称 特定所有者不明土地使用权取得等裁定申請手数料	区分 1 損失の補償金の見積額（以下この表において単に「見積額」という。）が十万円以下の場合 2 見積額が十万円を超え百万円以下の場合	単位 一件につき	額（円） 二七、〇〇〇
			一件につき	二七、〇〇〇円に見積額の十万円を超える部分

<p>(国(法令の規定により国の行政機関とみなされるものを含む。) 又は都道府県(法令の規定により都道府県とみなされるものを含む。) の申請に係るものを除く。以下この表において同じ。)</p>							
<p>二 法第二十七条第一項又は法第三十七条</p>	<p>特定所有者不 明土地収用等</p>						
	<p>3 見積額が百万円を超え五百万円以下の場合</p>	<p>4 見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合</p>	<p>5 見積額が二千万円を超え一億円以下の場合</p>	<p>6 見積額が一億円を超える場合</p>	<p>1 見積額が十万円以下の場合</p>		
	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>		
<p>が五万円に達することにより二、七〇〇円を加えた額</p>	<p>七五、六〇〇円に見積額の百万円を超える部分が十万円に達することにより三、四〇〇円を加えた額</p>	<p>二一一、六〇〇円に見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することにより三、五〇〇円を加えた額</p>	<p>二六四、一〇〇円に見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達することにより四、八〇〇円を加えた額</p>	<p>三六〇、一〇〇</p>	<p>二七、〇〇〇</p>		

				第一項に規定する裁 定の申請に対する審 査
				裁定申請手 料
6 見積額が一億	5 見積額が二千 万円を超え一億 円以下の場合	4 見積額が五百 万円を超え二千 万円以下の場合	3 見積額が百万 円を超え五百万 円以下の場合	2 見積額が十万 円を超え百万円 以下の場合
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三六〇、一〇〇	二六四、一〇〇 円に見積額の二 千万円を超える 部分が四百万円 に達するごとに 四、八〇〇円を 加えた額	二一一、六〇〇 円に見積額の五 百万円を超える 部分が百万円に 達するごとに 三、五〇〇円を 加えた額	七五、六〇〇円 に見積額の百万 円を超える部分 が十万円に達す るごとに三、四 〇〇円を加えた 額	二七、〇〇〇円 に見積額の十万 円を超える部分 が五万円に達す るごとに二、七 〇〇円を加えた 額

円を超える場合

附則

この条例中別表第一二の表の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から、別表第一十八の四の表の次に一表を加える改正規定は平成三十一年六月一日から施行する。

提案説明

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、特定所有者不明土地使用権取得等裁定申請手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。